

鈴木久美子議員

私は、議案第85号 令和3年度伊丹市一般会計補正予算（第8号）歳出の第7款商工費 第1項商工費 第2目商工振興費 商工業振興対策経費のうち事業者支援金について質疑いたします。

本事業案は、コロナ禍の影響を受け、売り上げが減少した市内の観光産業を担う宿泊・交通・酒造事業者に対して、200万円を上限に、市独自の支援金を給付しようとするものです。

当局の説明によると、事業者支援金給付事業費1億1,915万円の内訳は、個人事業主等支援金に9,000万円、業務委託料1,840万円、宿泊事業者支援金に300万円、酒造事業者支援金に300万円、交通事業者支援金に475万円とのことでした。

また、対象事業者については、宿泊事業者支援金の対象事業者は、2施設、客室数は2施設の合計で161室、酒造事業者支援金の対象事業者は、2社とのことでした。今回の事業者支援金給付事業の対象は、「観光産業を担う事業者」とのことで、市内のあらゆる業種への支援には賛同するところですが、この度の一定の業種に絞った経緯、本市の観光産業への取り組み、考え方についてお伺いします。

1点目に、国土交通省観光庁が行っている観光産業支援の対象には、旅行、旅行業者代理業、ホテル・旅館などの宿泊施設、観光施設における心のバリアフリー認定制度、若者旅行の振興、観光教育の普及、観光産業のイノベーション促進等があります。観光産業に明確な定義はなく、観光資源の開発や整備、観光に伴って発生する宿泊、飲食、旅客輸送、輸送設備レンタルサービス、旅行代理店その他の予約サービス、小売等とその範囲は多岐にわたります。本市においても、旅行代理店や飲食店など観光産業に資する事業者がいる中で、観光産業を担う事業者として、宿泊・交通・酒造の3事業者を対象とした理由についてお伺いします。

2点目に、コロナ禍の影響で売り上げが減少した事業者として、宿泊、酒造事業者を対象としていますが、これらの事業者は、これまで観光産業に資する取り組みとしてどのような実績をあげてきたのでしょうか？今回、特別に支援するだけの実績があったのでしょうか？例えば、酒造事業者であれば本市の酒造観光を目的に訪れた観光客の人数が何人いたのか、見学や体験といった観光事業をどのくらい実施してきたのかについて、コロナ禍以前と比べどのように変化したのかも含めてご答弁をお願いします。

3点目に、『「伊丹諸白」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷』が令和2年度の日本遺産に認定され、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市（幹事市）の5市及び県、灘五郷酒造組合、伊丹酒造組合、各市観光団体による協議会を設立し、地域の魅力的な文化財や観光資源を国内外に発信するとしていますが、今のところその発信の成果を実感することができないのは私だけ

ではないと思います。日本遺産に認定されたということだけでは、市内経済の活性化は見込めません。旅行代理事業者等に旅行プランを作成してもらい、外からの人流を促し市内経済の活性に繋がる取り組みを推進すべきと考えます。ところが、観光庁が観光産業支援対象の説明の際に先頭にきている旅行、旅行業者代理業が本案の対象事業者から外されています。本市が考える「観光産業を担う事業者」とは、こういった分類の事業者を指すのかについてご答弁ください。

4点目に、他の観光産業が盛んな自治体と比較して、観光資源が豊かとは言えない本市において、宿泊、酒造事業者に観光分野の主力産業として、どのような可能性があるのでしょうか。本市が考える今後の展望についてお伺いします。

5点目に、本事業案のように宿泊事業者2施設、酒造事業者2社を対象とした支援金の給付は、市内経済の活性化ではなく特定の事業者への補助としか捉えられないのではないのでしょうか。このような関係性では、観光産業に関連した事業者の成長は望めないと考えます。本市の観光産業にとって、本事業案がどのように貢献するとお考えでしょうか。

6点目、に本事業案の立案に際して、市内観光産業事業者の実態把握のため、どのような調査を行ったのかをお伺いします。

私の質疑は、以上です。ご答弁よろしくお願ひいたします。

都市活力部長西本秀吉

私からは、議案第85号「令和3年度伊丹市一般会計補正予算（第8号）」に関する数点のご質問にお答えいたします。

まず、「宿泊・交通・酒造の3事業者を対象とした理由」についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響は、全国的に幅広い業種の経営環境に影響を及ぼしております。

その一例を申し上げますと、総務省の「サービス産業動向調査」や、経済産業省の「商業動態統計」によりますと、「道路旅客運送業」、「宿泊業」、「飲食店」などは2019年と比較して2020年以降の売上高の減少が継続している一方で、「道路貨物運送業」、「飲食料品小売業」、「物品賃貸業」などは2019年以降ほとんど変動がなく、また、「持ち帰り・配達飲食サービス業」、「洗濯・理容・美容・浴場業」、「学習塾、教養・技能教授業」などでは、2020年に売上高が減少したものの2021年には2019年の水準に戻ってきており、「機械器具小売業」、「医薬品・化粧品小売業」、「無店舗小売業」などでは、2019年以降に売上高が増加して、現在もその水準を維持しております。

本市の事業者におきましても、全国的な動向と同じ状況であると認識してございますが、売上高の

減少が継続している業種のうち、「飲食店」につきましては、兵庫県下に発令されました緊急事態措置やまん延防止等重点措置に伴う営業時間短縮等の影響が大きいものと考えており、本市も国や県と協調して「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給し、経営の支援を続けてきたところでございます。

一方で、「宿泊業」や「道路旅客運送業」などは、外出自粛等の影響により観光等での利用が激減し、「日本酒酒造業」については、飲食店の酒類提供自粛による影響などから、厳しい経営状況となっております。

このような中、本市は周辺市と連携し「日本遺産『「伊丹諸白」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷』」の認定を受け、観光資源を活用し、中心市街地をはじめとする市内全域のさらなる活性化を目指しているところであり、このためには市内の観光関連事業者が安定的に経営を継続していく必要があると考えております。

日本酒をテーマとしているストーリーの日本遺産は他になく、国が議論しております行動制限の緩和等により観光の機運が高まった際には、市と事業者が連携して市内観光を盛り上げていきたいと考えているところであり、そのためにかかすことのできない本市の観光関連事業である「宿泊・交通、酒造」の事業者を支援することとしたものであります。

次に、「本市の観光産業にとって、本事業案がどのように貢献するか」についてですが、ワクチン接種の進展等による社会経済活動の緩和を見据え、地域観光を支援し、交流人口の増加を図るため、市内観光産業を担う宿泊事業者、交通事業者及び本市の観光コンテンツとして重要な日本遺産のテーマである「日本酒」の酒造事業者のうち、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が令和元年又は令和2年の同月と比較して20%以上減少した事業者に対し、事業継続を目的に支援金を支給しようとするものでございます。

現在、国・県においても様々な支援策が講じられる中、本市におきましても、今回、独自の支援策を講じることにより、まずは、地域観光にかかすことのできない市内事業者が、機運が高まり観光施策が積極的に展開されるまで経営を継続していただくことが大切であり、安定した経営基盤が、今後、様々な事業展開へとつながり、本市のにぎわいづくりに寄与するものと考えております。

最後に、「本事業案の立案に際して、市内観光産業事業者の実態把握のため、どのような調査を行ったのか」についてですが、本事業案の目的は、市内観光産業を担う宿泊事業者、交通事業者及び酒造事業者の事業継続が目的であることから、当該事業者の決算状況や、今後の見通しなどについて、ヒアリングを行って実態の把握に努めたところであります。

総合政策部長辻本彰子

私から、議案第85号「令和3年度伊丹市一般会計補正予算（第8号）」に関する数点のご質問にお答えいたします。

まず、伊丹市の持続可能な観光施策を進めていくためには、国内外の来街者の皆さまが安心して滞在していただける宿泊施設が必要であり、また、日本遺産に認定された酒造業で栄えた伊丹の歴史ストーリーと創業から四百数十年経過した今も事業継承している酒造会社は欠くことのできないコンテンツであり、大きな役割を担っていただいているものと考えています。

宿泊、酒造事業者の観光産業に資する取組実績についてですが、まず市内宿泊事業者につきましては、新型コロナウイルスの影響が出る前の令和元年12月までにおいて、市内の2つのホテルには1月平均で約4,000名の宿泊がありました。しかし、令和2年5月には宿泊者数と客室稼働率を見ますと、伊丹シティホテルが456名の11.1%、ホテル伊丹が344名の22.2%に激減しました。このような状況を踏まえて、本市といたしまして、国の「GoToトラベル事業」を活用し、昨年8月より観光需要の喚起及び早期回復を図ることを目的とした「日本遺産認定記念GoTo伊丹キャンペーン事業」の実施時には、市内外の多くの方にご利用いただき客室稼働率が新型コロナウイルス感染症の影響前の70%近くまで回復しました。

また、酒造事業者2社とは、JR伊丹駅改札横にございます市立観光物産ギャラリーにおきまして、各社オリジナルの商品をはじめ、「銘酒飲み比べセット」の販売や、「GoTo伊丹キャンペーン事業」で地酒付きの宿泊プラン等を販売するなどの連携を行い、清酒発祥の地のPRを行ってまいりました。

酒造事業者においては、平成8年に震災復興イベントとして、現在の蔵まつりと同様のイベントを開催されて以降、新型コロナウイルスの影響による中止等もございましたが、市内外から毎回約1万人が来場される人気のイベントとなっており、初回の復興イベントを含めると来場者の実績は約23万人となります。また、毎年10月に開催されている「日本酒で乾杯」のイベントや、「清酒・日本酒発祥の地」という縁で結ばれた、伊丹市、奈良市、出雲市の三市で主催する地酒を活かした地域づくりなど、交流人口の拡大を図るためのイベント、日本遺産認定のPR活動などに協力いただいているところです。

3点目の本市が考える「観光産業を担う事業者」とは、こういった分類の事業者を指すのかについてですが、議員ご案内のとおり、日本遺産に認定されたというだけでは、市内経済活動は活性化しません。

今年度は、ワクチン接種の進展等による社会経済活動の緩和も期待されることから、当初計画して

おりました各種イベントの実施については困難な面もございますが、広く日本遺産を語ることが出来る人材育成を目的として、対象を地域のガイドのみに限らず、清酒関係者、構成文化財の関係者、博物館関係者などが、日本遺産に関する知識を習得できるようにオンデマンドで受講可能な体制を構築する準備を進めております。多くの方が知識を得て、その知識を他人に伝えることで誘客推進とリピーターの創出に繋げていきたいと考えております。

また、郷土への愛着が育まれるよう、市内の小学生を対象に楽しみながら日本遺産のストーリーを知ってもらう出前講座の実施や、高校生を対象に地域の文化財や酒造会社を主体的に調べ、日本遺産をPRする動画作成の体験機会を設ける予定です。日本遺産の普及において、まずは知って頂くことが重要であり、そのために興味を掻き立て、一人ひとりの心を掴み、楽しみながら学べる内容の講座を構成5市のそれぞれにおいて開催します。その他、域内に点在する日本遺産関連施設を周遊するモデルコースを域内の大学と連携して企画、造成し、造成されたモデルコースは、誘客促進に活用することを検討しているところです。

観光を担う事業者としては、観光客の多様なニーズに関わる市内事業者全てであると考えますが、今後、コロナ禍における行動制限が緩和された際には、日本遺産を本市の重要な観光コンテンツとして盛り上げていくため、「宿泊、交通、酒造」の各事業者は欠かすことができないものと考えております。

次に宿泊・酒造事業者の観光分野での可能性と今後の展望についてですが、人口減少時代において、人々が住みたい、住み続けたいと思っていただけるように、まちづくりを進めるためには、持続的に成長発展するにぎわいと活力が必要です。

本市はこれまでも、まちの活力となっている歴史や文化、豊かな緑、バスや鉄道などの交通の利便性による暮らしやすさ、活発な市民活動など、本市の魅力を様々な方法で戦略的に発信するシティプロモーションを実施し、まちの認知度を向上させてきました。

今後においても、本市のまちづくりに日本遺産を活用し、その存在を国内外へ発信することで地域活性化が実現することを目指しており、宿泊事業者や酒造事業者は本市のにぎわいの創出に重要な産業であると考えております。